

会員各位

一般社団法人千葉県LPガス協会
会 長 小 倉 晴 夫
〈公印略〉

台風15号について（調査依頼）

前略 この度の台風15号において被災された会員各位に対して、お見舞い申し上げます。
皆様方の不断の努力のお陰で、当協会の目的である一般消費者等へのLPガスの安定供給が図られ、また、LPガス事故も皆無であったことに対してお礼申し上げます。
去る9月11日に支部長会を開催し、今後の対応を次の3項目を中心とすることが決定しましたので、ご理解とご協力をお願い致します。
Ⅰ 停電の長期化による避難所の開設等によるLPガスの供給要請には、全面的に協力する。
Ⅱ 停電が納まり次第、会員事業所の被災状況調査を行う。
Ⅲ 防災基金を用いて被災会員事業所への見舞を予算内で行う。

つきましては、今回の台風15号での被災状況調査を下記により実施致しますので、ご協力をお願い致します。

記

- 1 調査対象 全会員が対象です。被害があった場合の損害額は10万円以上の場合とします。
 - 2 調査票 別添 様式1
 - 3 報告先 一般社団法人千葉県LPガス協会
TEL 043-246-1725 ,FAX 043-243-6781,E-mail:chibalpg@chibalpg.or.jp
 - 4 報告期限 2019年11月29日（金）
 - 5 見舞金額 損害額100万円以上とし、下記「物的損害に対する贈呈基準と支援金額」に準ずる。
- 以上

※ 「LPガスライフ」加入者は、加入者及びその従業員を対象とした支援金制度がありますので、今回の調査票を用いて自動受付とします。なお、支援金額は、下表の通りです。

物的損害に対する贈呈基準と支援金額		
	損害程度	支援金額
損 害 額	1,000万円以上	10万円
	700万円以上～1,000万円未満	8万円
	400万円以上～700万円未満	6万円
	100万円以上～400万円未満	4万円
	10万円以上～100万円未満	2万円

- ・罹災証明書を添付してください。罹災証明書がない場合には様式2、3を添付してください。
 - ・死亡の場合の支援金は、10万円です。また、加入者本人、従業員が負傷（外傷のみ）したときは、一人につき入院支援金（一日につき2,000円）、通院支援金（一日につき750円）を合算して、10万円を限度として支援します。
- なお、この場合には、死亡診断書、入院・通院診断書を添付してください。